# 地域防災計画 事前配付資料の修正箇所

# 【風水害対策編】

# 平成 25 年 10 月

#### 【修正の概要】

- 修正前、後欄の 箇所が修正箇所を示している。
- 修正前欄の——箇所は削除を示している。
- 「第二管区海上保安本部」とあるのを、「宮城海上保安部」に修正
- 用語の統一(「ふくそう」を「輻輳」)

頁	修 正 前	頁	修 正 後
	第22節 遺体等の捜索・処理・埋葬		第22節 遺体等の捜索・措置
	第3 対象者		第3 対象者
	2 実施期間		
3-92	<del>災害発生の日から、原則として 10 日以内に実施する。</del>	3-92	京田敬宛罗辛日 1- 1- 11-11-10-1
	(生死不明の状態にあるものの捜索は発災後3日以内、3		亘理警察署意見により削除
	日経過後は <u>遺体</u> の捜索に切り替えて 10 日以内となる。)		
	<u>3</u> 行方不明者の捜索		<u>2</u> 行方不明者の捜索

頁	修	正	前	頁	修正後
3-152 3-153	第 33 節 災害種別毎応急 第 4 海上災害応急対策 海上災害が発生した場合 保するため、人命救助、治 除に関し、関係機関が協力 1 事故発生時における所 (1) 宮城海上保安部の措 イ 情報の収集及び伝達 夜間、休日の場合におい を図るとともに、適切な形	<b>対</b>	舶及び沿岸住民の安全を確 流失油等の拡散防止及び防 対策を実施する。 できる情報収集・連絡体制 講ずるものとする。		第 33 節 災害種別毎応急対策 第 4 海上災害応急対策 海上災害が発生した場合、 <u>県及び関係機関は、</u> 航行船舶及び沿岸住民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、流失油等の拡散防止及び防除 <u>等の</u> 応急対策を実施する。 1 事故発生時における応急対策 (1) 宮城海上保安部の措置 宮城海上保安部は、海上災害が発生したときは、被害規模等の情報の収集を行い、その情報に基づき所要の活動体制を確立するとともに、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、海上交通の安全確保等を進める。 さらに、避難対策、救援物資の輸送活動を行い、当面の危機的状況に対処したのちは、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行っていく。 また、災害応急対策の実施に当たっては、亘理町及び関係機関と緊密な連携を図るものとする。
	発見者	女部	港湾災害対策協議会等		海上保安部 亘理町、消防本部 発見者 港湾災害対策協議会等

追記

3早 火舌心心刈泉		
頁 修 正 前	頁	修正後
-153 —	3-153 ~ 3-156	(イ) 海上及び沿岸部における被害状況等 a 被災地周辺海域における船舶交通の状況 b 被災地周辺海域における漂流物等の状況 c 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況 d 水路、航路標識の異状の有無 e 港湾等における被害状況 (ロ) 陸上における被害状況 (ハ) 関係機関等の対応状況 (ニ) その他発災後の応急対策の実施上必要な事項 ロ 海難救助等 (イ) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊を出動させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関を活用してその捜索救助を行う。 (ロ) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに航空機により状況調査を実施し、必要に応じて特殊救難隊及び機動防除隊を対応させるほか、関係機関等救助機関に協力を要請する。 (ハ) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生の防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

# 地域防災計画(風水害対策編) 事前配布資料の修正箇所 宮城海上保安部意見により、追記

弗ሪ早	灭舌心忌刈束				
頁	修	正	前	頁	修 正 後
3-153				3-153 ~ 3-156	この場合、特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船舶を必要に応じ使い分け、有効に活用する。     流出油等の防除     船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずる。     (イ) 防除措置を講ずる。     (イ) 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものにするため、巡視船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。     (ロ) 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、防除等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。     (ハ) 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められたときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。     (ニ) 防除措置を講ずべき者、非常本部等及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。     (ホ) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。     (ヘ) 危険物の防除作業にあたっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。     4

# 地域防災計画(風水害対策編) 事前配布資料の修正箇所 <sub>宮城海上保安部意見により、追記</sub>

京   修 正 前   頁   修 正 後	本 海上交通安全の確保	あら早		<b>-</b>	74:	五	hbr
# 上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講する。 (イ) 船舶交通の報輸が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。	<ul> <li>海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を譲する。         <ul> <li>(イ) 船舶交通の橱機が下型される海域においては、必要に応じて船舶交通の軽理、指導を行う。</li> <li>二の場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に妨行できるよう努める。</li> <li>(ロ) 海壁の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じる おそれがあるときは、必要に応じて船舶交通の危険が生じ、又は実止する。</li> <li>(ハ) 海螺船和又は漂流物、込没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生するおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を請するとともに、が創田支着等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を請すべきことを命じ、又は勧告する。</li> <li>(二) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、恣湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。</li> <li>(本) 水路の水深に異状が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</li> <li>(ハ) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、連やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識、設置に努める。</li> <li>へ) 施路標識が損壊し、又は流出したときは、連やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識、設置に努める。</li> <li>へ) 施路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識、設置に努める。</li> <li>へ) 危険物の保安については、次に掲げる措置を請する。</li> <li>(イ) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制</li> </ul> </li> </ul>	具	修 	<u></u>	刊	貝	惨 止 俊
		3-153				~	海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。 (イ) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。 この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。 (ロ) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。 (ハ) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。 (ニ) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。 (ホ) 水路の水深に異状が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。 (ヘ) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。 へ 危険物の保安措置 危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずる。 (イ) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制

# 地域防災計画 (風水害対策編) 事前配布資料の修正箇所 宮城海上保安部意見により、追記

頁	修	正	前	頁	修 正 後
3-153		_		3-153 ~ 3-156	(ロ) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。 (ハ) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。 ト 警戒区域の設定 生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、市町村長又はその命を受けた吏員がその場にいない時、またはその者から要求があった場合に海上保安官は警戒区域を設定し、巡視船舶及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。 また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町長にその旨を通知しなければならない。 チ 治安の維持 海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船舶及び航空機等により次に掲げる措置を講ずる。 (イ) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。 (ロ) 警戒区域は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

頁	修正前	頁	修正後
	第 33 節 災害種別毎応急対策		第 33 節 災害種別毎応急対策
	第4 海上災害応急対策		第4 海上災害応急対策
	1 事故発生時における応急対策		1 事故発生時における応急対策 亘理警察署意見により、修正
	(4) 警察の措置		(4) 警察の措置
			<u>イ 海上災害等の発生の通報を受けた場合は、市町村長に速やかに通報する。</u>
	イ 警察機関が所有する資機材を活用し、宮城海上保安部と協		ロ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び
	<u>力の上、人命救助、</u> 行方不明者の捜索 <del>等を行う。</del>		行方不明者の捜索 <u>を実施する。</u>
3-156	ロ 被害の及ぶおそれのある沿岸住民の安全を図るため、必要	3-156	<u>ハ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、</u> 警
	があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入		戒区域 <u>へ</u> の立入制限 <u>、付近の交通規制等を実施する。</u>
	制限、立入禁止等の措置を講ずる。		
	☆ 住民等の避難路の確保、防災関係機関の車両等の通行の確		
	保及び一般車両等の交通混雑の防止のため必要があると認		
	<del>める場合は、一般車両の通行制限、通行禁止等の措置を講ず</del>		
	<del>3</del>		